

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 20 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事 業 部

木造の屋外階段等に関する施工等について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 4 月に発生した、東京都八王子市内の木造共同住宅の屋外階段崩落事故を受け、国土交通省では、同様の事故の発生を防止するため、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会における議論等を踏まえて、「設計時における防汚措置等の内容の明確化」、「工事監理及び完了検査時における屋外階段の適切な照合・適合確認の確保」及び「適切な維持管理の確保」からなる再発防止策を講ずることとしたところです。

これにともない、「建築基準法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 4 号）」等について令和 4 年 1 月 18 日に公布され、一部を除き、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。加えて、木造の屋外階段等の防汚措置や支持方法についての内容の明確化や、適切な維持管理のため、「木造の屋外階段等の防汚措置等ガイドライン」がとりまとめられたところです。

施工業者においては、設計図書上、木造の屋外階段の具体的な仕様等、使用する材料や細部の納まりなどに不明な点がある場合には、必要に応じて建築主（発注者）を通じて設計者に確認いただくとともに、木造の屋外階段における適切な防汚措置等に関し、「木造の屋外階段等の防汚措置等ガイドライン」を参考にさせていただき、別添のとおり、国土交通省より依頼がありました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・国土交通省通知文（国土交通省不動産・建設経済局建設業課）
- ・国土交通省通知文（国土交通省住宅局建築指導課長）

【担当】 事業部 犬飼

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp